

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和元年度第 4 回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>(1) 審議依頼事項</p> <p>「災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務」に係る個人情報の本人以外からの収集について（生活支援課）</p> <p>「野田市罹災証明書等交付事務」に係る個人情報の目的外利用について（防災安全課）</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>野田市被災住宅修繕緊急支援事業補助金に関する事務の開始について（建築指導担当）</p> <p>固定資産税・都市計画税賦課事務の変更について（課税課）</p> <p>2 その他（公開）</p> <p>「野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引」及び「野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引」の一部改正について</p> <p>3 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>前回審議事項について</p> <p>「庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末に係る防犯カメラ」により収集した画像の法令に基づく提供について審議依頼事項</p> <p>野田市証明書交付キオスク端末設置に伴う防犯カメラ等に関する事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（市民課）</p>
日 時	令和元年 12 月 26 日（木）午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分まで
場 所	市役所低層棟 4 階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）、染谷 尚之（生活支援課長補佐）、海老原 孝雄（防災安全課長補佐）、須賀 良平（防災安全課防災係長）、松田 隆（都市部主幹兼建築指導担当）、青山 直樹（課税課土地係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）</p>
傍 聴 者	1 人
議 事	
<p>令和元年度第 3 回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>(1) 審議依頼事項</p>	

「災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務」に係る個人情報の本人以外からの収集について（生活支援課）

「野田市罹災証明書等交付事務」に係る個人情報の目的外利用について（防災安全課）

担当者から一括して概要の説明を受けた。

玉真委員 「被災の状況」の調査方法について何か予定されている手段はあるか。

染谷課長補佐 被害の状況につきましては、罹災証明書の記載内容により判断いたします。

玉真委員 罹災証明書の基礎となる調査の方法を教えてください。

海老原課長補佐 罹災証明書につきましては、まず申請を出していただきます。その中で、本来は申請を出していただきますと、実際に添付書類の写真等を見た上で現地に行きまして実際に建物を見ます。ただし、今回の台風15号、19号に関しては被害が大きいということで、自己判断方式というものが、採用されていて、一部損壊であれば、自己判断でいいですよということになっていますので、一部損壊については、申請者の自己判断に基づいて一部損壊という判断をします。半壊や全壊あるいは大規模半壊に当たるような場合には、実際に対象の物件を確認しまして、国が用意したチェックシートに基づいて、損壊の状態を判断いたします。

須賀会長 登録簿の収集先の「他の実施機関」は「消防長」となっているが、「消防署」でなくていいのか。

高谷主査 「実施機関内部」のところは課名等を記入し、「他の実施機関」のところには実施機関名を記入することに整理しています。個人情報保護条例上の実施機関名は「消防長」でございますので、「消防長」と記載されています。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ「災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務」に係る個人情報の本人以外からの収集について及び「野田市罹災証明書等交付事務」に係る個人情報の目的外利用について、審議依頼書及び事務登録簿変更届出書のとおり承認してよろしいか。

（異議無し）

(2) 報告事項

野田市被災住宅修繕緊急支援事業補助金に関する事務の開始について（建築指導担当）

担当者から概要について説明を受けた。

松本委員 収集項目の「資産（申請書のみ）」となっているが、その内容は、どの程度のことを収集するのか。

松田主幹 国の補助があるのですが、その条件の中で、資産の確認をすることになっておりまして、被災を受けた時点で、緊急にお金融通できない方、余裕がない方を対象とするため、本日の資料にも入れております「資産に係る申出書」という

ものを添付していただきます。そこに含まれる項目を収集します。

松本委員 では、本人の主観的な申出であって、例えば通帳の写しなどの証拠資料を
求めるものでないということか。

松田主幹 そうです。

松本委員 「余裕がない」という判断は、どこにハードルを設けるのか。

松田主幹 「資産に係る申出書」の中で幾つか選択項目を設定させていただいていま
すが、年金だけの生活の世帯であるとか、毎月のローン支払があって、一時的に資
金を調達できない方であったりとか、会社をお辞めになって、現在、資金的に苦し
いような状況を設定させていただいてございます。

高橋委員 野田市ではどれくらい該当があるのか。

松田主幹 防災安全課の方から、罹災証明書交付者と罹災届出証明書を交付されてい
る方が90名ほどいらっしゃるということを聞いております。

小林委員 要綱の第3条で「補助金の交付を受けた者が属する世帯に属する者を除く」
とあるが、収集項目の中に「家族情報」は不要か。

松田主幹 同一世帯の中で一度限りということ、この文言を入れさせていただいて
ございます。ですが実際は、世帯分離などをされているお宅もあると思いますので、
1軒で1回に申請してもらい、予算の範囲内で補助するという事で考えておりま
すので、実際は世帯の情報は収集しないことになるかと考えています。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

固定資産税・都市計画税賦課事務の変更について(課税課)

担当者から概要について説明を受けた。

玉真委員 収集項目の中で、「公的扶助」が含まれている理由を教えてください。

青山係長 「公的扶助」につきましては、生活保護などを受けていらっしゃる方に対
して税の減免をする際に、そうした情報を収集しています。念のため申し添えます
が、その情報を法務局に出すようなことはありません。

松本委員 11月22日現在の表題部不明土地の件数は把握しているか。

青山係長 法務局の方では正確な件数は把握していないということなのですが、法務
省の方で、全国50万筆を調査した結果、1パーセント程度が存在するのではない
かという調査結果が出ております。そうしますと野田市内で登記されている土地が
21万5千筆でございます。その1%ですので2,150筆が予想されますが、正確
な数字は持ってありません。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

2 その他(公開)

「野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引」及び「野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引」の一部改正について

事務局から説明を受けた。

小林委員 「特段の事情」とあるが、それがあつる箇所とない箇所があつるのは区別をした理由は何か。

小林委員 趣旨としては、もちろん迅速に処理すべきであることが望ましいと思うが、今みたいな災害とか、やむを得ない事情があつても、特段の事情という文言がある場合は、もちろん回避できるが、特段の事情という文言が書いていないときは、回避できない可能性が出てくるので、できない状況であれば、特段の事情と入れた方がいいのではないかと気になった。精査されていると思うが、できない約束はすべきではないと思う。

今村副市長 この辺については、最初全部に入っていたのですが、私の方で、できるだけ迅速にというときに、市に特段の事情というのが果たしてあるのかと考えるとあつるかも知れませんが、入れてしまうとどうしても甘えてしまうので、ほとんど可能性のないものについては、その文言は除かせております。どうしても入れてしまうと国の基準にあるような「ほかの事務が忙しいから」というような理由に流れてしまいますし、よほどのことがない限り、ここに書かれた期日内にできますので、問題ないと思っています。

松本委員 審理員意見書の提出があり、審査会に諮問をするまでの間のところで、「改めて調査・検討等を行う」のはどこか。

高谷主査 当該審査請求に係る審査庁が行います。

須賀会長 ほかに何か意見等あつるか。なければ事務局案のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

3 個人情報取扱事務について(公開)

前回審議事項について

「庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末に係る防犯カメラ」により収集した画像の法令に基づく提供について審議依頼事項

事務局から説明を受けた。

今村副市長 今事務局から申し上げた「市の方針」のとおりですが、公道上の防犯カメラは、犯人を捜索するため、ある程度時間的な制約があります。一方、当該防犯カメラについては、令状無しで提供する必要性を感じませんし、もしあつるとすれば、大体はある程度人物が特定されていて、その人が来たかどうかというようなことを調べるには時間的な余裕がないというわけではないと考えられるので、令状無しでも提供する必要はないのと、市民課にいらっしゃる方は、個人情報をついろいろな形でお持ちの方もいらっしゃるので、基本的には厳しく、よりきちんと法的な裏付けがあつる令状が必要なものにした方がいいだろうという判断です。

須賀会長 コンビニについても同じようにするのか。

高谷主査 コンビニは店内の防犯カメラで撮影しており、野田市の保有する個人情報ではありませんので、これとは別と考えています。

玉真委員 私が指摘したところからこのような検討をしてもらったのでコメントするが、これで問題ないと思う。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ事務局の説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上